

旭川市報道依頼

各報道機関 様

令和4年10月7日

発信課	経済交流課
担当者	安江
連絡先	電 話 0166-73-9850
	F A X 0166-63-7093
	E-mail keizaikoryu@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 <input checked="" type="checkbox"/> 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	10月7日 ~ 12月23日
発表項目 (行事名)	「貨物自動車運送事業者支援金」の申請受付開始
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>コロナ禍の長期化に加え、全国的な燃油価格高騰の影響を大きく受けている貨物自動車運送事業者の事業継続への一助とし、本市の経済を支えている物流体制の維持を図るため、貨物自動車運送事業者に対し支援金を給付します。</p> <p>申請の受付は10月7日から開始しましたので、お知らせいたします。</p> <p>○制度名 貨物自動車運送事業者支援金</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道(取材)に当 たってのお願い	<p>●申請方法については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、原則郵送としています。</p> <p>●旭川地区トラック協会会員の事業者については、同協会が取りまとめの上、申請していただくことが可能です。 (旭川地区トラック協会：0166-48-7244)</p>
備 考	

貨物自動車運送事業者支援金

申請の手引き

令和4年10月7日

1 貨物自動車運送事業者支援金

コロナ禍の長期化に加え、全国的な燃油価格高騰の影響を大きく受けている貨物自動車運送事業者に対し支援金を給付することで、貨物自動車運送事業者の事業継続への一助としていただき、本市の経済を支えている物流体制の維持を図ることを目的とするものです。

2 対象となる事業者

下表①～④の全てに該当する事業者を対象とします。

①	旭川市内に本店又は営業所を有する、中小企業者（個人事業主含む。）であること。 ※中小企業者とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人をいう。
②	令和4年9月30日以前から貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）で定める、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業のいずれかを営業しており、今後も事業継続の意思がある事業者であること。
③	「4 対象車両」を使用していること。
④	申請者（代表者）、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が旭川市暴力団排除条例（平成26年条例第16号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条例第7条に規定する暴力団関係事業者にあたる者でないこと。

3 支援金の額

- 一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業は、**対象車両1台につき3万円**
- 貨物軽自動車運送事業は、**対象車両1台につき2万円**
- **全ての事業の支援金を合算し、1事業者の上限額150万円**

4 対象車両

自動車検査証等において、下表の全てに該当する車両を対象とします。

自動車登録番号標 又は車両番号標	緑ナンバー 又は黒ナンバー	原動機の型式	記載あり（原動機搭載）
自動車の種別	普通、小型及び軽自動車	使用者の氏名又は名称	申請者と同一
用途	貨物又は特種	使用の本拠の位置	旭川市内
自家用・事業用の別	事業用	有効期間の満了する日	申請日時点で有効

5 申請の方法等

※旭川地区トラック協会会員の事業者については、同協会を取りまとめの上、申請していただくことが可能です。まずは同協会にお問い合わせください（0166-48-7244）。

(1) 受付期間

- **令和4年10月7日（金）から令和4年12月23日（金）**【土日、祝日を除く】

(2) 申請方法

- 申請書に必要な事項を記入の上、必要な書類を添付し、**原則郵送にて提出**してください。
- 簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください（郵送料の不足に御注意ください）。

※**令和4年12月23日（金）までの消印有効**

(3) 提出先

- 〒070-8004 旭川市神楽4条6丁目1-12 道の駅あさひかわ2階
- 旭川市 経済部 経済交流課 支援金担当

(4) 申請に必要な書類

- 貨物自動車運送事業者支援金申請書（様式第1号）
- 対象車両全ての自動車検査証（1枚目）の写し ※**車両番号の昇順に並べて提出**してください。
- 申請者名義の振込先口座の通帳の写し
（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるようにしてください。）
※紙媒体の通帳がない場合は、WEB通帳の画面の写しなど口座情報が分かるもの
- 【個人事業主のみ】**本人確認書類の写し
※マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証のいずれかの写し

(5) 申請に係るお問い合わせ

- 旭川市 経済部 経済交流課 支援金担当
- 0166-73-9850

6 給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められた場合に支援金の給付を決定します。
※申請内容に不明な点があれば、電話等により内容確認をさせていただくことがあります。

7 給付決定の通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を給付する又は給付しないことを決定したときは、後日、給付決定通知書又は不給付決定通知書を発送します。申請受付後、おおむね2週間程度で申請書に記入いただいた振込先口座へお振込みいたします。

ただし、申請書類に不足や不備があった場合は、支援金の給付までに2週間以上の期間を要することがございますので、ご了承ください。

8 注意事項（お願い）

- (1) 本支援金は、受付期間において**1事業者1度のみ申請が可能**です。
対象車両の台数や添付書類となる自動車検査証（1枚目）を十分確認の上、申請してください。
- (2) 添付書類の対象車両全ての**自動車検査証（1枚目）の写しは、車両番号の昇順に並べて提出**してください。
- (3) 本支援金の審査に当たり、旭川市が北海道運輸局に対し、貨物自動車運送事業に関する許可及び届出の状況を確認する場合がありますので、同意の上で申請してください。
- (4) 本支援金の給付決定後、給付要件に該当しない事実又は不正等が発覚した場合、本支援金の給付決定を取消します。この場合、市は本支援金の返還を求めるとともに、事業者名を公表することがあります。
- (5) 本給付金の円滑・適正な執行を図るため、必要に応じて市は対象となる事業者にその他関係書類の提出、実態把握のための調査の受入れ等を求めることがあります。
- (6) 申請書類に記載の情報を公的機関（税務当局及び警察等）に提供する場合がありますので、同意の上で申請してください。
- (7) 申請書類の提出後、申請内容に誤りがあることなどが判明し、給付要件に該当しなくなった場合は、速やかに市に申告してください。

9 貨物自動車運送事業者支援金 WEB サイトのご案内

WEBサイトにて制度の紹介、申請書の様式などを掲載しておりますのでご覧ください。

■ 検索エンジンで検索

旭川市 貨物自動車運送事業者支援金



または

■ 二次元コード



貨物自動車運送事業者支援金 申請書

給付要件を満たすため、誓約事項 個人事業主の場合は個人名 支援金を申請します。

個人事業主の場合は個人名を記入してください。

給付決定・不給付決定通知書の送付先となりますので、必ず番地、建物名まで記入してください。

令和 4 年 10 月 7 日

フリガナ	カブシキガイシャ アサッピーウンソウ				
法人番号	【法人例】株式会社 あさッピー運送 【個人例】旭川 太郎				
代表者職氏名	【法人例】代表取締役 旭川 太郎 ※個人は記入なし				
本店所在地	〒070-8004 旭川市神楽4条6丁目1番12号				
営業所名 1	旭川第1営業所	営業所所在地 1	旭川市神楽4条6丁目1番12号		
営業所名 2	旭川第2営業所	営業所所在地 2	旭川市6条通9丁目46番地		
(法人のみ)	法人番号	●●●●●●●●●●●●●●●●			
(個人のみ)	生年月日	T・S・H・西暦 年 月 日			
担当者名 ※申請者と同じ場合は不要	所属	フリガナ	アサヒカワ ハナコ		
		氏名	旭川 花子		
連絡先	日中繋がる電話番号	E-mail	●●●●@XXXX		

国税庁法人番号公表サイトで確認できます。

誓約事項

- 申請書の記載内容に相違ありません。
- 令和4年9月30日以前から貨物自動車運送事業を営業しており、今後も事業を継続する意思があります。また、旭川市が北海道運輸局に対し、貨物自動車運送事業に関する許可及び届出の状況を確認する
- 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が30人以下
- 申請者（代表者）、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が旭川市暴力団対策法（昭和56年法律第2号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員若しくは同条例第7条に規定する暴力団員等ではありません。
- 申請書類に記載された情報は、公的機関（税務当局・警察等）の求めに応じて提供することに同意します。
- 本申請に係る関係書類の提出等の依頼及び指導、申請内容等の詳細な聴取、場合によっては立入検査等の調査に応じます。
- 申請内容に虚偽やその他不正等が判明した場合は、支援金の返還に応じ、旭川市が事業者名を公表することに同意します。

誓約事項を必ず御確認の上、申請願います。

申請額 ※1事業者の上限額150万円

一般貨物自動車運送事業	対象車両	5	台	×	3万	=	15	上限適用	あり	15	万円
特定貨物自動車運送事業	対象車両				2万			なし			

申請する対象車両台数、金額を記入してください。 ※審査により、車両台数及び給付決定額に変更となる場合があります。

銀行	店名	預金種目	口座番号 (右詰めで記入)
信用金庫	●● 本店	●● 普 当	●●●●●●●●●●●●●●●●
信用組合	●● 支店	●● 普 当	●●●●●●●●●●●●●●●●
協同組合	カブシキガイシャ アサッピーウンソウ	ダイヒョウトリシマリヤク	アサヒカワ タロウ
	株式会社 あさッピー運送 代表取締役 旭川 太郎		

※ゆうちょ銀行の場合は、「記号番号」を記入せず、「支店名」、「口座番号」をそれぞれの欄に御記入ください。

★添付書類の確認 (必ずチェック(☑)してください) ※詳しくは「貨物自動車運送事業者支援金 申請の手引き」を御確認ください。

チェック	項目
<input checked="" type="checkbox"/>	対象車両全ての自動車検査証（1枚目）の写し ※車両番号の昇順に並べて提出してください。
<input checked="" type="checkbox"/>	申請者名義の振込口座通帳の写し（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人が確認できるもの） ※紙媒体の通帳がない場合は、WEB通帳の画面の写しなど口座情報が分かるもの
<input checked="" type="checkbox"/>	【個人事業主のみ】本人確認書類の写し（運転免許証などの写し）

添付書類を確認し、該当する項目に☑を忘れずに記入してください。

旭川市 使用欄	受	給付決定額	上限適用	確認	申請可否	通知	給付日
	No	万円	万円				
		万円					